

太田市指定居宅介護支援事業者監査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第83条から第84条までの規定に基づき、指定居宅介護支援事業者が行う保険給付（以下「介護給付」という。）に係るサービスの内容及び介護給付に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する監査について、基本的事項を定めることにより、介護給付に係るサービスの質の確保及び介護給付の適正化を図ることを目的とする。

(監査の方針)

第2条 監査は、太田市指定居宅介護支援事業者指導要綱（平成30年4月1日太田市制定。以下「指導要綱」という。）第8条に規定する場合のほか、介護給付に係るサービスの内容について、指定居宅介護支援事業者に係る指定基準の違反に該当する疑い又は介護報酬の請求に関する不正の疑い（以下「指定基準違反等疑い事案」という。）がある場合について、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを方針とする。

(監査対象の選定)

第3条 監査は、次に掲げる情報を踏まえ、指定基準違反等疑い事案の確認について必要があると認められる場合に行うものとする。

(1) 市に寄せられる情報のうち、次に掲げるもの

ア 通報、苦情、相談等に基づく情報

イ 国民健康保険団体連合会、保険者及び地域包括支援センターに寄せられる情報

ウ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す指定居宅介護支援事業者に関する情報

エ 法第115条の35第4項に規定する報告の拒否等に関する情報

オ その他介護保険に関し確認を要する情報

(2) 法第23条の規定による指導（集団指導を除く。次号において同じ。）により確認した情報

(3) 正当な理由がなく指導を拒否した指定居宅介護支援事業者の情報

(監査の手順)

第4条 市長は、監査の対象となる指定居宅介護支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者（これらであった者を含む。以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）を選定したときは、監査の日時、場所、監査対象、出席者及び準備すべき書類を監査実施通知書（様式第1号）によりあらかじめ通知するものとする。ただし、利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがある場合その他緊急を要すると認められる場合及び指導要綱第8条第1項

の規定により監査を実施する場合は、この限りでない。

- 2 市長は、監査を行う際は、指定居宅介護支援事業者の代表者、開設者又は管理者の出席を求めるほか、必要に応じて介護給付に係るサービス及び介護報酬に係る担当者の出席を求めるものとする。

(監査結果の通知等)

第5条 市長は、監査の結果、次条の行政上の措置に至らない軽微な改善を要すると認めた指摘事項については、指定居宅介護支援事業者等に対し、監査実施後、当該指摘事項を記載した監査結果通知書（様式第2号）により通知を行うものとする。

- 2 市長は、指定居宅介護支援事業者等に対し、監査結果通知書により通知した指摘事項について、30日以内に改善状況報告書（様式第3号）により報告を求めるものとする。

(監査後の行政上の措置)

第6条 市長は、監査の結果、指定基準違反等疑い事案について違反の事実を確認したときは、法第83条の2及び第84条の規定に基づき、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる行政上の措置を行うものとする。

- (1) 勧告 指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、基準を遵守すべきことを改善勧告書（様式第4号）により勧告し、改善状況を勧告事項改善状況報告書（様式第5号）により報告させるものとする。
- (2) 命令 指定居宅介護支援事業者が正当な理由がなく前号の勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを改善命令書（様式第6号）により命令し、命令を受けた指定居宅介護支援事業者に、改善状況を命令事項改善状況報告書（様式第7号）により報告させるものとする。
- (3) 指定の取消し等 確認した違反の事実が、法第84条の規定のいずれかに該当する場合において、指定居宅介護支援事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めて、その指定の全部若しくは一部の効力の停止を行ったときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、指定取消通知書（様式第8号）又は指定効力停止通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(聴聞等)

第7条 市長は、前条第2号の命令又は同条第3号の指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）を行おうとする場合は、取消処分等の予定者に対し、太田市行政手続条例（平成17年太田市条例第12号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(返還金等)

第8条 市長は、監査の結果、介護給付に係るサービスの内容又は介護報酬の請求に関し不正又は著しい不当の事項が認められ、これに係る返還金が生じた場合は、国民健康保険団体連合会に連絡し、指定居宅介護支援事業者に支払うべき介護報酬からこれを控除させるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、取消処分等を行った場合は、指定居宅介護支援事業者に対し、法第22条第3項の規定により返還金の額に100分の40を乗じて得た額の支払いを求めるものとする。

3 市長は、返還の対象となった介護報酬に係る利用者が支払った自己負担額に過払いが生じている場合は、指定居宅介護支援事業者に対して、当該自己負担額を利用者に返還するよう指導するものとする。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。